

議員提出議案第1号

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり渋川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月6日

渋川市議会議長 安カ川 信之 様

提出者	渋川市議会議員	高	澤	幹
	同	埴	田	裕之
	同	田	中	猛夫
	同	須	田	勝
	同	田	村	なつ江
	同	望	月	昭治
	同	山	内	崇仁
	同	田	邊	寛治

## 別紙

### 議員提出議案第1号

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例（令和5年渋川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表の改正規定中「11の項中「上白井地区 上中郷地区の一部（浅田地区）」を「上白井地区の一部 中郷地区の一部」に改め、同表12の項中「～子麓」を削り、「子麓地区 上中郷地区の一部（加生地区）」を「中郷地区の一部 上白井地区の一部」に改め、同表13の項中「横堀地区」の次に「の一部」を加え、同表14の項中「吹屋地区の一部 白井地区」を「白井地区の一部」に、「吹屋地区の一部（ただし、登校時の利用は、吹屋一番地区及び吹屋二番地区のみとする。） 吹屋原地区の一部（ただし、下校時の利用とする。） 白井地区」を「白井地区の一部」に改め、同表」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

令和5年12月渋川市議会定例会において原案可決された議案第96号渋川市通学バス条例の一部を改正する条例により、通学バスを利用できなくなる児童生徒を、再度、利用対象者に含めるもの。